

石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面（以下「法人名簿」という。）
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分掌を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) まちづくり活動の実績を示す書面
- (8) まちづくり活動区域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第4号に規定する暴力団員等が所属していないことを示す誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考になると市長が認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
 - (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
 - (3) 市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
 - (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
 - (5) 業務を行うにあたって関係行政機関やほかの民間機関等と十分な連携を図ることが可能であること。
 - (6) 石巻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第4号に規定する暴力団員等が所属していないこと。
- 2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項に規定する変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 推進法人は、当該事業年度に定めた業務内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、毎事業年度開始後、速やかにその事業年度の法人名簿、事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出しなければならない。

2 推進法人は、毎事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第6条 市長は、法第121条第3項の規定により推進法人の指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

